

一般社団法人日本ライセンシング・ビジネス協会 定款

作成日 平成 23 年 10 月 13 日

改訂 平成 24 年 4 月 20 日

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本ライセンシング・ビジネス協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、著作物、著作物等に登場するキャラクター、商標、商号、ブランド、意匠、デザイン、俳優・タレント・スポーツ選手・デザイナー等の肖像・氏名等（以下「知的財産等」という）を商品、サービス、宣伝広告・販促促進活動等（以下「ライセンス商品等」という）に使用した営利事業（以下「ライセンシング・ビジネス」という）に関して、知的財産等を使用する権利を許諾する者（ライセンサー）、権利の許諾を受けて知的財産等を使用する者（ライセンシー）及びそれらをサポートする者（以下三者をあわせて「ライセンシング関連事業者」という）のために、ライセンシング・ビジネスに関する情報提供、広報、展示、調査、研究、啓発、啓蒙、研修、教育等の活動を行い、ライセンシング関連事業者の利益を確保するとともに、ライセンス商品等の国内外における流通・利用を活性化し、もってライセンシング・ビジネス業界の興隆発展に寄与することを目的とする。

当法人は、上記の目的を達成するために以下の事業を行う。

1. ライセンシング関連事業者に対する、国内外のライセンシング・ビジネスに関する情報の提供、ビジネスチャンスの提供及び指導・援助。
2. ライセンシング・ビジネスに関するトレードショーの主催、後援、協賛または協力。
3. ライセンシング関連事業者の海外進出に関する指導・援助。
4. ライセンシング関連事業者に対する、事業者間相互の交流及び情報交換の機会の提供。
5. ライセンシング・ビジネスに関する国内外の関連業界団体との連絡及び情報交換。

6. ライセンシング・ビジネスに関する著作権、商標権、意匠権、パブリシティ権等の権利侵害行為に関する調査・研究及びそれら権利侵害行為の予防・排除。
7. ライセンシング・ビジネスに関する調査・研究。
8. ライセンシング・ビジネスに関する啓発・啓蒙。
9. ライセンシング・ビジネスに関する知識及び技術の向上を目的とした研修・セミナー等の開催運営。
10. ライセンシング・ビジネスに関する専門的知識を持った人材の育成。
11. ライセンシング・ビジネスに関して官公庁及びその関連団体等が実施する事業への参加・協力。
12. 前各号に附帯し、または関連する一切の事業。

(公告)

第4条 当法人の公告方法は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載してする。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するために必要となる経費の負担として、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

第7条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (4) 破産又は解散をしたとき。
- (5) 支払期日から2ヶ月を超えても年会費を支払わないとき。

- (6) 除名されたとき。
- (7) 総社員の同意があったとき。

(退社)

第 8 条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1 か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第 9 条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第 49 条第 2 項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第 10 条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第 3 章 社員総会

(社員総会)

第 11 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第 12 条 社員総会は、代表理事の指定した場所において開催する。

(招集)

第 13 条 社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、代表理事が招集する。
2 社員総会の招集通知は、会日より 5 日前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第 14 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の

議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

- 2 社員は、当法人の社員を代理人にするときに限り、代理人によりその議決権を行使することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面を一般社団法人に提出しなければならない。なお、代理権の授与は、社員総会ごとにしなければならない。

(議決権)

第 15 条 各社員は、各 1 個の議決権を有する。

(議長)

第 16 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第 17 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

第 4 章 役員

(員数)

第 18 条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 2 名以上 15 名以内
- (2) 監事 1 名

(選任等)

第 19 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第 20 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの

のに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事の選定及び職務権限)

第 21 条 当法人は、代表理事 1 名を置き、理事会の決議によって理事の中から定める。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(監事の職務権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(役員報酬等)

第 23 条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第 24 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第 25 条 当法人は、役員一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第26条 当法人には理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事で構成される。

(権限)

第27条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(開催)

第28条 理事会は、毎事業年度2回以上開催されなければならない。

(招集)

第29条 理事会は代表理事が招集する。代表理事は、理事会の日の1週間前までに、各理事および監事に対してその通知を発しなければならない。
2 前項の規定にかかわらず、理事会は理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録に署名、または記名押印しなければならない者は、当該理事会に出席した代表理事とする。

(理事会規則)

第32条 理事会に関する事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、理

事会において定める理事会規則による。

第6章 基金

(基金の拠出)

第33条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第34条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第35条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第36条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

第7章 計算

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から同年12月末日までの年1期とする。

(事業計画収支予算)

第38条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前月までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 39 条

当法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の付属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書

2 前項第 3 号及び第 4 号の書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 48 条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に 5 年間据え置くとともに、定款および社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第 8 章 附則

(法令の準拠)

第 40 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上